

国鉄闘争と郵政労働者ユニオンの20年

(国鉄闘争と労働界の再々編などの報告)

2009年7月12日

郵政労働者ユニオン九州地方本部
第7回定期大会、討議資料

1、国鉄闘争と全労協

23年前の1987年、国鉄分割民営化=国鉄改革では、10万人の労働者の早期強制退職、1047名の解雇という大きな問題が起きました。解雇者は主として国労組合員でしたが、それ以来解雇撤回などを求めて彼らは闘ってきました。

同じころ、労働界は再編に揺れ、国鉄闘争の主体・国労が所属する総評が解体され、連合ができます。そのとき全通であった私たちは、連合反対の立場から、国鉄闘争支援=国労防衛の全労協を選択し、全通を離れ、40名で郵政長崎労働組合（郵崎労）を作ります。志があったとはいえ、仲間と握った手が離れる、苦渋の選択でした。

2、国労裁判と最高裁判決

国労は分割民営化に反対し、闘い続け、全国の地方労働委員会で「不当労働行為認定・JR復帰」判定を勝ち取り、160連勝で勝利は時間の問題と考えられていました。しかし、JRはこの判定を不服として、地労委・中労委命令の取り消しを求めて訴訟を起こします。これが本体の国労裁判です。

2003年12月、この裁判で、最高裁は、「JRに採用責任はない」という不当な判決を出し、JR採用を求めた国労の闘争は敗北します。JR採用の望みは断たれたのです。最高裁も裁判官の3対2という僅差の判決でした。裁判所が不当労働行為認定を回避する態度は批判されるべきです。しかし国鉄改革は国策であり、



国鉄改革法も合憲であり、これに反対する者に法の庇護はないという国家の本質を表す判決でもありました。さらに、これは日本労働者保護の労働法学理論と労働委員会制度の根幹が崩壊した瞬間でもありました。しかしこの最高裁判決は、「JRに法的責任はないが、もし不法行為があったとするなら国の責任」という中身もあり、国の責任ま

で免罪したわけではなかったのです。

3、4 党合意で終えていたら、不当労働行為認定判決は存在しない

一方、2001 年、国労本部は政治解決=4 党合意（参考資料 1）を提起し、臨時全国大会で決定されます。しかしこれに納得できない解雇者・国労組合員である 298 名が、国=鉄建公団を相手に解雇無効を求めて新たな裁判を起こします。鉄建公団訴訟原告団の決起とこれを支援する国鉄共闘会議の結成は、結果的に国労の 4 党合意を破たんさせました。私たちもこの時、鉄建公団訴訟原告団の支援のため長崎共闘会議を立ち上げます。4 党合意の狙いが闘争終結=裁判取り下げであることは明白で、原告団の新たな訴訟提訴は、これに従わないという強い意志であり、4 党合意の破たんはある意味必然でした。

しかし、鉄建公団訴訟原告団が国を相手にして起こした新たな裁判は、95 年 9 月 15 日の東京地裁=難波裁判長が「不採用は期待権の侵害」として、「国の不法行為を認め、一人 500 万円の慰謝料支払い」を命じました。国鉄改革と国鉄闘争で裁判所が国の不法行為を初めて認定した画期的判決でした。

何が大きな意味なのかといえば、もし、4 党合意通り、国労が裁判を取り下げ、闘いを終えていたら、03 年の最高裁判決（不法行為は国の責任論）も、また、東京地裁の「不法行為認定」判決もなかったのですから。国家的不当労働行為認定は、この闘いの大事な争点で、彼ら原告団の正当性の主張の骨格だからです。これだけは間違いなく、原告団の力と闘いの成果です。たった 298 名の原告団の力で国を追い詰めたのです。

4、国労も裁判提訴で 1047 名の団結が回復

本訴で敗北した国労本部は、この原告団の闘いの大きな前進をまえに、誤りを認め、4 党合意路線から方針を転換し、4 者 4 団体（参考資料 2）での解決路線へ戻ります。本部は、原告団の制裁を解除し、1047 名の解雇者の団結が回復されます。さらに自らも「裁判での解決はしない」という従来の方針を転換し、国を相手に 06 年に 540 余名で新たな損害賠償請求訴訟を起こします。

こうして、4 者のすべてが裁判という闘いのルールに立ち、しかも、解決を求める戦線の統一が実現しました。国鉄闘争の混乱が 5 年を経て整理されたのです。

5、政治解決の要求と道筋

08 年 7 月 13 日、東京高裁での鉄建公団訴訟結審の時、南裁判長は「裁判外での解決」を提示します。また翌々日の 15 日、当時の国土交通省の冬柴大臣が、「裁判所の裁判解決提示を受け止め、解決に努力する」と発言しました。4 党合意の破棄以降、政治家の政治解決発言は初めてで、しかも国土交通大臣のそれは、大きな前進



と考えられました。しかし、ご承知の通り、福田首相が 9 月に政権を投げ出し、政治の混乱が麻生内閣のもとでさらに続き、政治解決の機運は遠のきました。

それでも政治解決を目指す 4 者 4 団体は、春から、国鉄共闘会議などを中心に、各政党との話し合いを継続し、公明党や自民党という与党に対しても政治解決のための窓口を置くことができました。夏には解散総選挙が行われることは必至です。各議員たちも国鉄闘争にはまり込むことは難しい局面ですが、なんとしても解決したいとする国鉄共闘会議や原告団は解決を目指し、奮闘中です。

政治解決の目標は、路頭に迷わない解決が結論です。要求は 3 点で、雇用、年金、解決金の獲得です。とりわけ年金の獲得は絶対に譲れない要求項目です。これなしには政治解決はあり得ない立場を原告団は明確にしています。

6、高裁判決後の展開

今年の 3 月 25 日、鉄建公団訴訟は東京高裁で判決が出ました。298 名の解雇者の清算事業団からの解雇無効判決はなりません。非常に残念なことです。しかし、国鉄改革時の国鉄の行為は不当労働行為だと明確に認定されました。これは国が法を破り、国民の権利を否定したということで、絶対許されないこととなります。さらに、国が主張した「原告の請求は時効である」ということについては、これを却下し、時効の開始は 2003 年 12 月の最高裁判決からであると明確に示しました。これもまた意味があります。4 者のほかの裁判闘争も、この時効論が大きな壁となっているからです。



しかし、この高裁判決を不服として国は、即日最高裁へ上告しました。裁判は最高裁へと舞台が移り、もし政治解決がなされない場合は、最高裁での和解か、あるいは判決という厳しい状況も推測されます。

7、国家的不当労働行為と裁判所の責任

鉄建公団訴訟原告団の高裁審理で出廷した国鉄改革男 3 人組の一人、葛西 JR 東海会長が国鉄当時、職員局次長として、労働政策を仕切っていました。

彼は「不当労働行為をやらないということはいかにうまくやるかだ」と平然と言い放ち、国労切り崩しを行ってきました。これは彼自身が書いた著作にあり、裁判所から認定を受け、不法行為の論拠ともされました。

一方、国鉄改革は国鉄改革法によって行われ、最高裁はこの法律は憲法に抵触しない

と判断し、国労組合員などの JR 不採用を追認しました。ところで当時、この法律を作った男が、最高裁から国へ出向していた江見弘武という裁判官でした。葛西は当時のことを振り返り「社内弁護士の存在だった」と書いておりますから、当時の国鉄の法律対策の指南役だったことは明白です。いわば、改革に号令をかけた中曽根康弘首相、不法行為を命令した葛西職員局次長。そして、その行為を免罪する法律を描いた江見弘武裁判官が一緒になって、10 万人首切りを強行したのです。

そして、23 年。この春、この江見弘武裁判官は高松高等裁判所の長官を最後に退官します。すると、なんと 6 月から江見弘武は JR 東海の重役・監査役に収まったのです。いわば葛西の江見への恩返しですが、これほど露骨な論功行賞となれば、これは形を変えた買収や利益誘導ではないかと疑問が出ます。たんに高級官僚の天下りの問題ではなく、政財官が一体となり、合法的首切りを行った典型と収賄疑惑とも連動します。

もう一つ。同じく全動労の JR 採用差別事件で「組合間差別」を認めたが「国是に逆らったのだから不当労働行為にあたらぬ」として判決をした、東京高裁・村上敬一裁判長は、退官後、弁護士となり、JR や鉄道運輸機構の弁護をしている西法律事務所に入りました。争いを中立的に裁くはずの裁判官が、退任するや、この争いが継続しているのに、その争いの一方の当事者、しかも国の側に入る。なにが政治的中立かと強い疑念を持ちます。

しかも、東京地裁・難波裁判長も東京高裁・南裁判長も、あるいは別の全動労裁判の裁判長も、この国鉄改革の過程で国の不当労働行為はあったと判断を示したわけですから、そもそも国がいう、「改革は正しく、採用選別も合法」という主張の骨格が揺るぎます。だから、中曽根も葛西も江見も村上も絶対許されないことはいうまでもありません。

8、4 者 4 団体の闘いと共闘会議

歴史的にいうと、4 党合意までの国労闘争と、それ以降の闘いは形が異なります。国鉄闘争と呼ぶ現在の闘争は 4 者 4 団体で闘われています。闘いの中で国労は多数派ですが、4 者 4 団体でいうと全体の一つの構成員でしかありません。(参考資料 2)

長崎における国鉄闘争では、国労闘争団が 60 名ほどいますが、鉄建公団訴訟原告団は長崎が 6 名、佐世保が 8 名です。長崎原告団を支える会はこの原告団を支える組織です。また全国闘争と共に闘うために長崎共闘会議も結成されています。

長崎の国労は「長崎では 4 者 4 団体の闘争はない」と言っていますが、昨年 10 月、長崎共闘会議と長崎原告団が主催した集会に、建交労長崎県本部も参加し、共に闘うと決意を述べられました。闘いと組織は存在しています。



国鉄闘争では鉄建公団訴訟原告団の闘いこそ、この闘いのカギを握っています。政治解決の交渉窓口の責任者は国鉄共闘会議の二瓶議長であり、彼なしには政治解決など、あり得ません。

また、高裁での裁判外解決提示という政治解決の道筋は、なによりも鉄建公団訴訟の結果であり、また、550万円という慰謝料支払いも、鉄建公団訴訟原告団が判決で勝ち取ったものなのです。いわば、この解決レベルは4党合意の成果ではなく、4党合意を否定する「納得いく解決」を闘う人々の強い意志が勝ち取ったものなのです。

長い闘いで、被解雇者=闘争団や原告団には生涯かけた闘いとなりました。これも国鉄闘争を闘う労働組合（国労）の存在があってこそのものでした。しかし、途中、闘いの方針をめぐり、組合内部で分岐が起き、国労本部は原告団の生活給付金支払いを停止し、組合員としての権利停止などの制裁を行い、不幸なことが起こりました。しかし、いま両者は政治解決をともに目指す位置にいます。

9、国鉄闘争と日本労働運動の総括が始まる

今後どうした事態が起こるか、政治解決をめぐり途方もない展開も予想されます。また、JR労働界の再々編も必ず起きます。

いま、この国鉄闘争は日本労働運動のありようとしても議論が始まっています。共闘会議の機関誌「ともにGO」の編集長を務める川副詔三さんが主宰する月刊誌「地域と労働運動」では、すでに4回の連載で、その是非を巡り論争が起きています。大きく言えば、国労の国鉄改革反対の闘いは間違っていたという指摘です。つきつめれば、国鉄闘争をめぐり、90年代以降の日本労働運動全体の争いでもありました。JR総連（旧動労）のように総評脱退、連合派として改革に協力して、当面の首切りを回避する路線が正しかったのか。元総評事務局長の岩井章さんらが唱えた国鉄改革反対で国労防衛=全労協結成が正しかったのかが、いま問われているのです。

この論争と組織方向性は、他人事ではありません。89年の総評解散、連合結成の中、私たちが選択した全労協独立労組という道筋が正しかったかどうか、問われる事態でもあるのです。私たちは、国鉄闘争の最初のころ、これは国鉄労働者だけのことではない。明日の自分の生き方なのだと、これにかかわってきました。そして、20年目の今、掛け値なしに、これが問われ始めたのです。



労働者として、労働組合のありように責任を持つ。これが郵政独立労組の原点でした。当時の郵政長崎労働組合、現在の郵政労働者ユニオンはそのための組織です。国鉄闘争

支援、全労協として闘う。この歴史的使命のゴール地点にいま近づきつつあります。もう一度、国鉄闘争とはなんだったのか。国労とはなんだったのか。全労協とはなんだったのか。そしてなによりも私たち自身はなんだったのか。自問自答が必要です。

10、人らしく生きる

国鉄労働者=原告団らが考えることは、人らしく生きることでした。攻撃が厳しくとも、仲間を裏切らない。働く者としての心を失わない。不当な攻撃には最後まで抵抗する。そうした生き方の原点が労働組合であったから、彼らは労組を信じて、闘ってきたのです。

私たち郵政ユニオンの生き方もそれと低通するものがあります。この6月、JP労組の委員長が会社の監査役として重役に座りました。正直驚きました。労働組合はこれでいいのかを20年前に問い詰めた思いの答えが明確に出たと思います。JPは労働者のための労組ではなく、会社を支える「第2労働対策部」なのです。傘下の組合員は自分の首を絞める組織に、自らの金を納めているのです。そうです。私たちの当時の選択は間違っていなかったし、そして今も原告団とともに闘っているという意味で、いまでも間違っていないと胸を晴れます。

この20数年の生き方の結論こそ、国鉄闘争の終盤における正しい姿です。闘いの局面で、たんに職場で多数なのか。地域や国家全体で多数なのかどう



かを、人の生き方の基軸と針路に置くことは、社会変革や不当な攻撃を打ち破る力にはなりません。全労協とユニオンと原告団と共闘会議=支える会は、こうしたことをしっかり確認しながら闘ってきました。今後もそれを原点に、今を生き続けます。

2009年7月19日

郵政労働者ユニオン九州地方本部
国鉄闘争勝利長崎共闘会議・中島

※参考資料

資料 1、4 党合意本文

J R 採用問題の打開について

平成 12 年 5 月 30 日

自民党・公明党・保守党・社民党

- 1、いわゆる J R 不採用問題については、人道上の観点から、自由民主党、公明党、保守党、社会民主党は、以下の枠組みで、本問題の速やかな解決のために努力することを確認する。
- 2、国労が、J R に法的責任がないことを認める。国労全国大会（臨時）において決定する。
- 3、国労の全国大会決定を受けて「雇用」「訴訟取り下げ」「和解金」の 3 項目について、以下の手順で実施する。
 - (1)、与党から J R 各社に対し、国労の各エリア本部との話し合いを開始し、人道的観点から国労組合員の雇用の場の確保などを検討してほしい旨の要請を行う。
 - (2)、社民党から国労に対し、少なくとも J R 発足時における国鉄改革関連の訴訟についての決定後速やかに取り下げるように求める。
 - (3)、与党及び社民党との間で、和解金の位置づけ、額、支払い手法などについて検討を行う。
- 4、与党及び社民党は、上記方針に基づき、本問題の解決に向け、お互いに協力していくものとする。

資料 2

4 者 4 団体とは。

- ・ 4 団体とは、
 - ①、国鉄闘争勝利共闘会議（鉄建公団訴訟原告団と二次原告団を支援）
 - ②、国鉄労働組合
 - ③、建交労（全動労争議団を支援）
 - ④、国鉄闘争支援中央共闘会議（国労闘争団を支援）
 - ・ 4 者とは
 - ①、鉄建公団訴訟原告団（長崎原告団など）
 - ②、鉄道運輸機構訴訟原告団（二次原告団）
 - ③、全動労争議団
 - ④、国労訴訟原告団
- となっています。